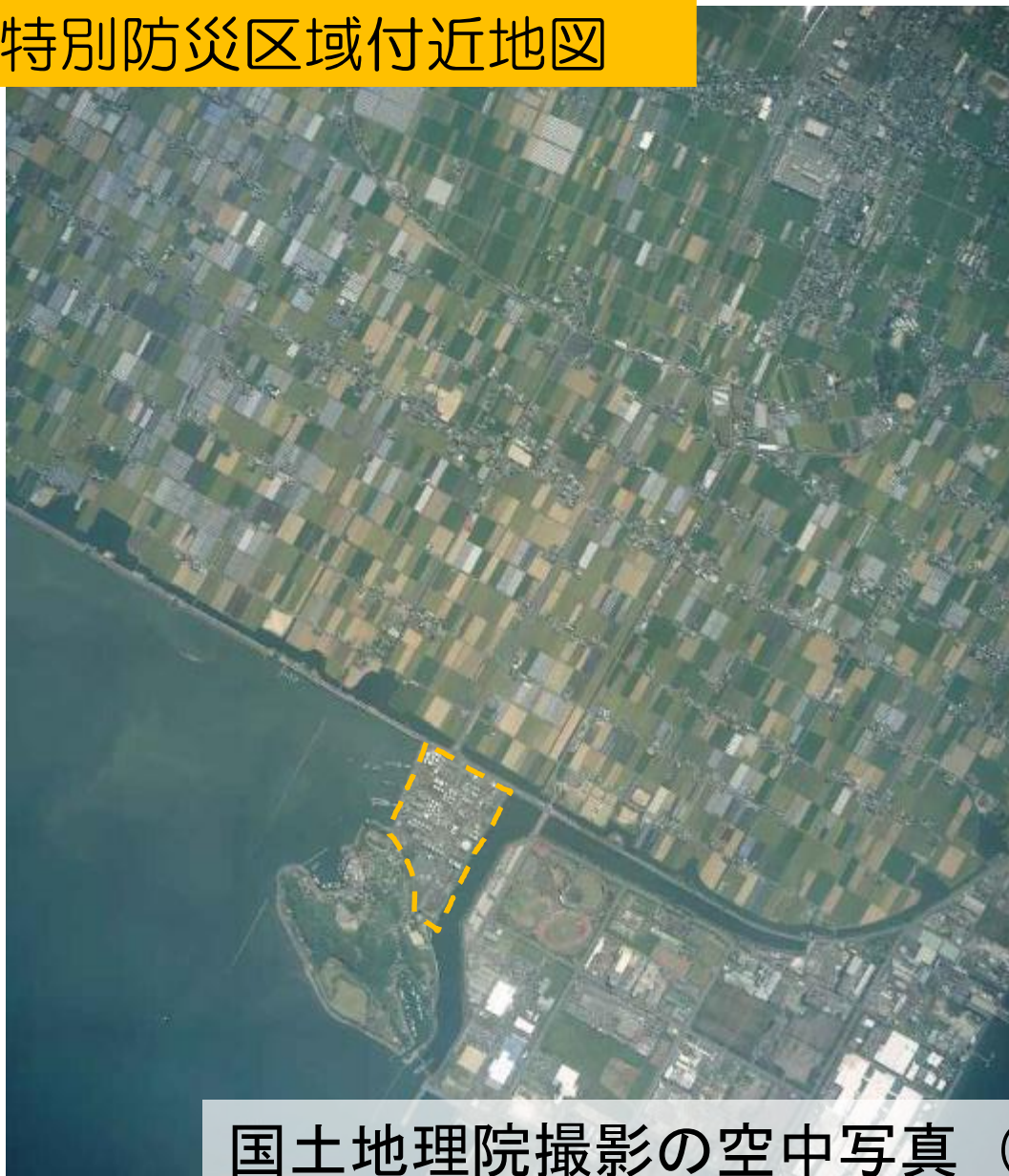


平成29年4月19日（水）  
熊本県防災会議等合同会議  
資料2-1

# 平成29年度 熊本県石油コンビナート等防災計画の主な修正内容

平成29年4月19日  
熊本県

# 八代地区特別防災区域付近地図

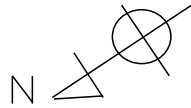


国土地理院撮影の空中写真（2009年撮影）

## 八代地区特別防災区域

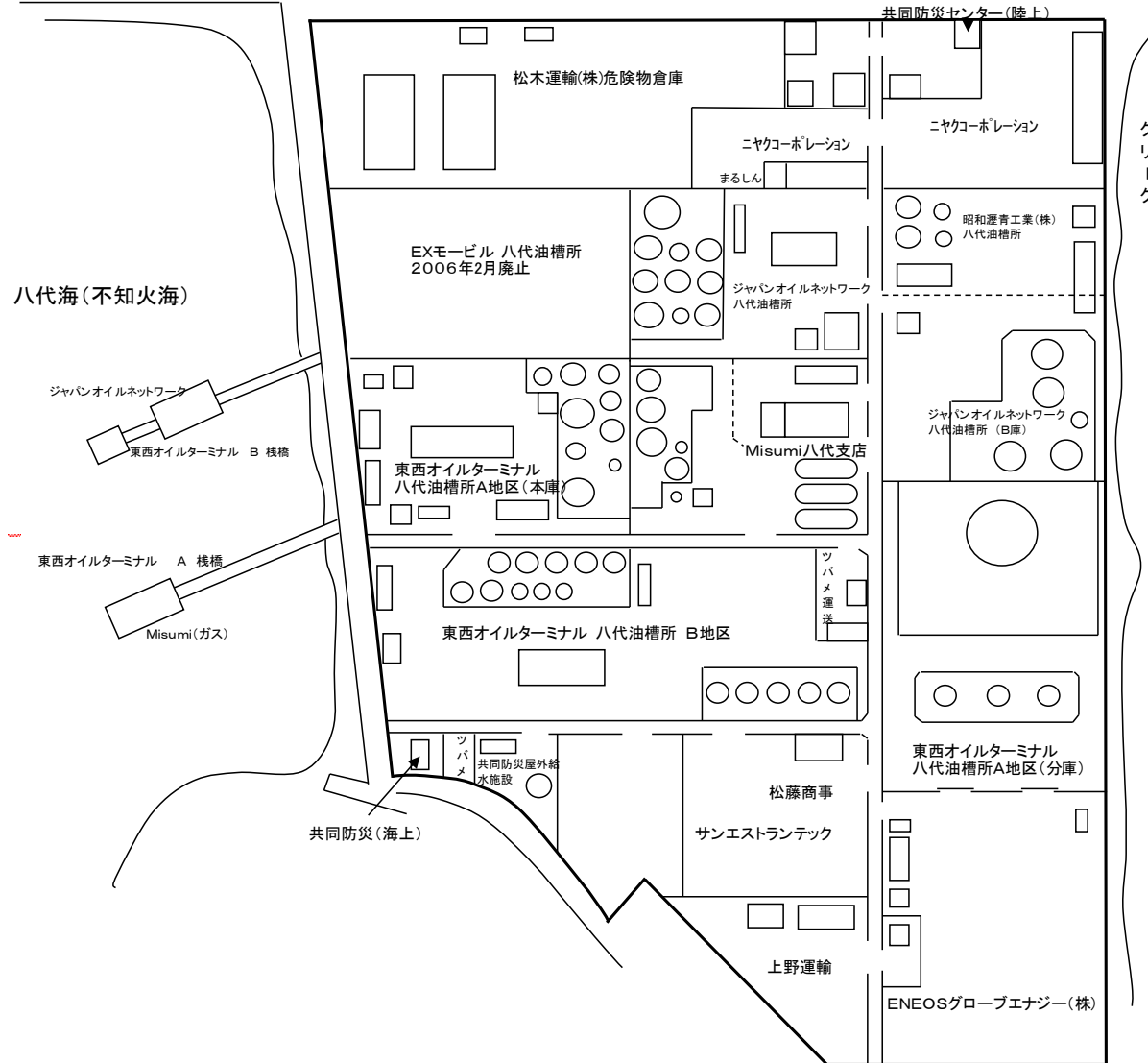


国土地理院撮影の空中写真（2016年4月20日撮影）



臨  
港  
線

——	特別防災区域
○	屋外タンク
-----	防油堤



## 石油コンビナート等防災計画に定めるべき事項

(石油コンビナート等災害防止法 第31条第2項)

- 1 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等に関する事。
- 3 特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関する事。
- 4 特定事業者間の相互応援に関する事。
- 5 防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に関する事。
- 6 災害の想定に関する事。
- 7 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに広報に関する事。
- 8 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動の基準に関する事。
- 9 現地本部の設置及びその業務の実施に関する事。
- 10 火事、爆発、石油等の漏洩又は流出その他の事故による災害に対する応急措置の実施に関する事。
- 11 地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する応急措置の実施に関する事。
- 12 災害時における避難、交通の規制、警戒区域の設定等に関する事。
- 13 災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請に関する事。

- ① 災害想定について  
布田川断層帯、日奈久断層帯等における地震の発生確率などを追加。  
(計画編) 第1章 第4節 新旧表計画編 1頁
- ② 現地防災本部の代替施設の確保について  
八代市本庁舎が被災して使用できない場合に備え、予め代替庁舎を、  
鏡支所、千丁支所の順で使用する旨追加。  
(計画編) 第2章 第1節 新旧表計画編 5頁
- ③ 災害発生直後の対応について  
災害発生直後の避難行動について追加。  
(計画編) 第4章 第2節 新旧表計画編 18頁
- ④ その他  
地域防災計画との整合を図るほか、組織改編に伴う所要の修正等。